

### 【条例制定の事例】

#### CASE STUDY

## 東京都情報公開条例

平成29年改正。ICTの活用による情報公開を推進することで実質的に公文書開示を無料化するなどの内容からなり、都民の利便性と都政情報へのアクセス性の向上を図るため、ホームページでの情報公表や公文書情報を電子データで提供するなど都政情報のペーパーレス化にも資するよう、積極的に情報通信技術を活用することを行政の責務として定めている。

### 1 東京都情報公開条例のあらまし

#### (1) 都における情報公開制度

東京都情報公開条例では、公文書開示制度について規定するほか、「情報公開の総合的な推進」という一章を設け、情報公表施策及び情報提供施策の拡充に関する都の責務を定めています。

このため、公文書開示制度を適切に運用し、併せて積極的に情報公表・提供を行うことで、都民等の情報に対するニーズに的確に応えていくこととしています。

#### (2) 沿革

東京都情報公開条例は、昭和60年に、「東京都公文書の開示等に関する条例」として施行され、その後、条例全体の見直しを図るため、「東京都における情報公開制度のあり方に関する懇談会」を設置し、現行制度の問題点及び国や他の地方公共団体の状況等の検討を行い、その結果を踏まえて、平成12年に現在の条例名として新たに施行されました。

平成15年には、公文書の開示請求書を提出する方法のほか、インターネットを利用して請求ができるようにするため、条例の改正を行いました。

その後も、時機に即した改正を行い、近年

では、平成29年に、東京都情報公開・個人情報保護審議会での「情報公開の新たな取組」

の答申を受けて、情報公開を推進し、都政の透明性をより一層高めるため、①閲覧手数料の廃止（第17条ほか）、②情報通信技術を積極的に活用した都民への情報提供（第36条の2ほか）、③積極的な行政情報の公表・提供（第36条ほか）、④公文書開示請求を理由なく「何人」も請求できること（第5条ほか）などの改正を行っています。

東京都生活文化局広報広聴部情報公開課  
課長代理（情報公開担当  
（特定個人情報保護担当兼務））

平松 優太

#### 【参考】東京都情報公開条例（抜粋）

（公文書の開示を請求できるもの）

第5条 何人も、実施機関に対して公文書の開示を請求することができる。

（開示手数料）

第17条 実施機関（都が設立した地方独立行政法人を除く。以下この条及び第20条第1項において同じ。）が前条第1項の規定により公文書の開示を写しの交付の方法により行うときは、別表に定めるところにより開示手数料を徴収する。

## 2 略

3 知事及び公営企業管理者は、実施機関が開示決定に係る公文書を不特定多数の者が知り得る方法で実施機関が定めるものにより公にすることを予定し、又は公にするべきであると判断するときは、当該公文書の開示に係る開示手数料を免除する。

4 前項に規定する場合のほか、知事及び公営企業管理者は、特別の理由があると認めるときは、開示手数料を減額し、又は免除することができる。

## 5 略

(情報提供施策の拡充)

第36条 実施機関は、都民に対する自主的広報、都民の需要を踏まえた情報提供及び報道機関への情報提供の充実に努めるとともに、その管理する資料室等都政又は事業に関する情報を提供する施設を一層都民の利用しやすいものにする等情報提供施策の拡充に努めるものとする。

2 前項の情報提供施策の拡充に当たっては、その時々々の都民生活における情報化の進展状況を勘案しつつ、情報通信の技術を積極的に活用するものとする。

3 実施機関は、効果的な情報提供を実施

するため、広聴機能等情報収集機能を強化し、都民が必要とする情報を的確に把握するよう努めるものとする。

## 2 新たな情報公開の取組

情報提供については、平成28年に、都庁総合ホームページに、「情報公開ポータルサイト」を開設するとともに、各局において、都民の関心の高い情報をホームページに掲載するなどの取組を行ってきました。

そして、平成29年には、知事から「情報公開の新たな取組」について諮問を受けた東京都情報公開・個人情報保護審議会が、東京都情報公開条例及び関係規程や現在の情報公開制度の運用状況等、それに基づく議論を踏まえて、答申をしました。

都は、これに基づき、新たな情報公開の取組として、以下に関する条例改正等所要の規定整備や制度運用の見直しを行いました。

### (1) 公文書開示に係る手数料の見直し

平成29年、閲覧手数料を無料とするとともに、写しを交付する際の手数を減額しました。具体的には、紙媒体(単色刷り)を1枚20円から10円に、電磁的記録媒体(CD・DVD)を1枚400円から100円に引き下

げました。

なお、交付手数料については、東京都個人情報保護に関する条例(同条例第22条ほか)及び東京都特定個人情報保護に関する条例(同条例第45条ほか)においても同様の改正を図っています。

これにより、都民の経済的負担を軽減し、都政情報へのアクセスをより容易にすることとなりました。

### (2) ICTを活用した公文書データの提供について

ア 公文書情報提供サービス  
平成29年、インターネットを通じて都民から情報提供依頼を受けた公文書情報を電子データにより無料で提供する「公文書情報提供サービス」の運用を開始しました。令和元年度の提供実績としては、1400件程度となっています。

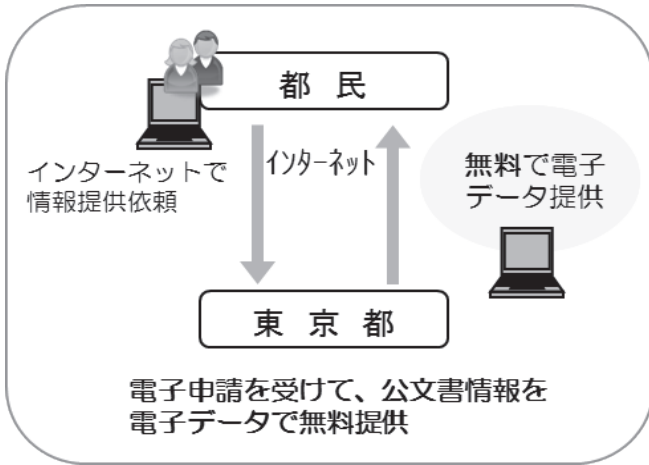
### イ 公文書情報公開システム

ICTの更なる都民ニーズが高い公文書情報をあらかじめデータベース化し、都民が開示請求や提供依頼によることなく、いつでも速やかに公文書情報を検索・取得できることが重要です。

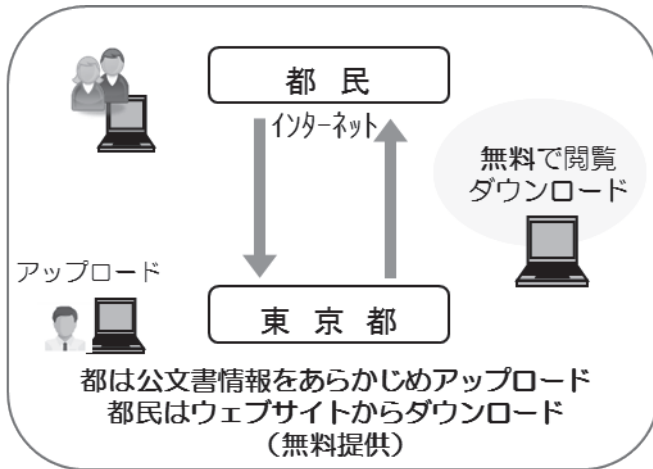
そこで、令和元年、「公文書情報公開システム」の運用を開始しました。

図 ICT を活用した公文書情報の提供・公開

● 公文書情報提供サービス



● 公文書情報公開システム



これにより、工事設計書など、開示請求や情報提供依頼が多い各局の公文書情報を、あらかじめデータベースに登録することで、都民が簡単に検索し、時間をかけず容易に取得できるようになるなど、公文書情報提供サービスとともに、都政情報へのアクセシビリティと都民の利便性が向上しました。

また、開示請求や提供依頼への対応が不要となることで、手続に係る事務の効率化が図られ、職員の負担軽減や働き方改革にも寄与しています。

平成29年の東京都情報公開・個人情報保護審議会の答申においては、海外の制度を参考とすることや、ICTの活用について、幅広い有識者や専門家の意見の反映など、取組を発展させていくことが重要であるとともに、継続的な取組が求められています。

こうしたことを踏まえて、東京都情報公開条例による適切な制度運用を行っていきたいと考えています。

3 まとめ

